

解説 年十月の大住郡真土村における真土一揆とか鎌倉郡内でひき  
おこされた地租改正反対運動に象徴づけられているように、

政府の施策とその線上にたつ大区小区の村方役職者の動きと  
農民層の利害関係が相反し、しかもその渦中で政府にたいし  
て批判的な村吏もあらわれていく実情にあったからである。

いくつかの資料にもみえるように、大区小区制のもとで制度  
変更を試みなければならなかったのは、たんに法制上の不備  
を是正するというだけではなく、実は反政府的な空気の流れ  
にもかかわっていたのではないかとも思う。

### 地方三新法体制 と政治社会状態

その後明治十一年七月、太政官番外達  
によって、地方三新法（郡区町村編成  
法、府県会規則、地方税規則）が制定さ  
れ、神奈川県でも十一月に郡区町村編成法と郡区役所を設置  
した。そして十一月かぎりで、「大小区并二正副区戸長以下」  
を廃止して、郡区町村編成法が地方統治を進めていくその一  
翼を担うことになる。郡区町村編成法のもとでは、大区小区  
制下の正副区戸長の事務は、郡区長、戸長におきかえられ、

県令―郡長―戸長―「村会」というルートによって地方統治  
の機構がつけられていく。郡区長、戸長の職務内容は、「郡  
区長等管掌事務に関する件達」以下の資料に明記されている  
ように、大区小区制下のそれとほぼ同一内容のものである。

にもかかわらず郡区町村編成法において旧来の郡と町村を  
復活させこの年の神奈川県達一四八号「戸長撰挙規則」によ  
り戸長公選の原則を定めたことは、地租改正事業の施行をめ  
ぐってこれに反対する動きが激発している情勢のもとで、か  
たちづくられてきた民会組織のようなものを逆に利用しなが  
ら地方支配の機構を創出しようとした点にひとつの特色があ  
ったといえよう。この事情は、町村会の組織や選挙規定につ  
いて「大則数章」が規定されただけで統一的規制はおこなわ  
ないで各町村の便宜にゆだねられ、町村会の組織、機構は、  
それぞれの町村が決めていった点からも考えられよう。こう  
みてくると、明治政府は、その中央集権的な地方統治の網の  
目にいまだ町村段階を直接にとらえきっていないことを意味  
しているとともに、そのような状態のもとで町村に制度上運

管権を委譲しておいたほうが、かえって得策でもあった。

ところですでにのべたように、新制度の郡区吏員、戸長に、大区小区制下の区戸長の事務が引き継がれていくわけであるが、その職務内容の一端を知る手がかりとして「第六大区二小区吉田村区務受渡に関する件届」をあげておいた。この資料から三新法体制初期の戸長の職務を推定できるが、ここからあきらかなことは、国政事務の比重がますます大きくなってきている点で、公選戸長といえども、区番組制、大区小区制下の戸長を経て明治政府の下部組織の官吏としてはつきり位置づけられてきているのである。しかし戸長の配置については、郡区編成問題とあわせて愛甲郡下の「戸長の配置に関する上申案」の資料の例にもみえるように、地域の広狭、利害関係からんでさまざまなかたちで紛議的のとなっていたし、さらに自由民権運動がいわゆる在村的潮流のかたちをとって農民諸階層に大かた少なかれ影響をおよぼしていく社会状態のもとで、戸長制度も再検討せざるをえなくなっていた。

明治十七年（一八八四）五月、三新法体制のおおはばな改正一區戸長、県令の権限強化を中心とする区町村会法改正と戸長公選制を任命制（官選）に切り替え、数か村に戸長役場をひとつおく戸長管区を設けて、かたちのうえで町村は行政単位としての姿を呈するようになっていく。戸長官選の手続きは、同年甲第二号県布達「戸長薦挙会施行に関する件達」、「大住洵綾両郡戸長選挙細則」の資料にあきらかなように、数か町村をひとまとめにした戸長薦挙委員を選出し、戸長薦挙会をテコにしておこなわれていったようである。しかしこの制度切り替えは円滑にことかはこんだわけではなかった。たとえば「愛甲郡田代村他三か村戸長改選をめぐる紛議」の一連の資料がものがたるように、戸長を推薦する過程で、地域的利害、人的つながりを介しての権力争いのような確執がみられ、この地域での繰上げ推薦―任命というような事情をめぐって「違法ノ投票」問題が社会的にまた行政的に争点として浮びあがってくるような紛糾も各地にみられたことはじゅうぶん考えられる。また県令沖守固が、戸長の所

轄区域変更にもなつて事務の煩雜と渋滞により民衆の不便を緩和するために、戸長役場の出張所を代行する総代などの設置等々についてそれを禁止する訓示をだしていることからしても、そこから逆に行政事務上の難題もあらわれていた。こうしたなかで、明治政府は、県令―郡長―戸長というラインで町村を掌握していく制度を確立しようとしていたのである。

ところで一方町村会の推移についてふれておくと、神奈川県下の町村会は、「神奈川県町村会規則」として資料に掲げておいた明治十二年県布達甲一〇一号の施行によつて開設された。この間、前年には明治八年の各町村代議人規則を廃止している。ところでこの町村会規則は、十三年に公布された区町村会法によつてわずか一年で廃止される。そこで県下の各町村は、明治十三年県布達甲十七号の「区町村会規則取説に関する件達」にもとづいて、県令の裁定による認可をうることを条件にあらたに町村会規則を作成しなければならなくなつた。その一例として本編資料として「大住郡子易村村会

規則」を収録したが、この村会規則は、選挙資格などの差異をのぞいては、明治十二年の町村会規則とほぼ同じ内容のものであつた。いま選挙資格についていうと、町村会規則では町村内に本籍住居を定めてその町村内に土地を所有している成年男子と定めていたが、子易村の村会規則のなかでは、この要件に加えて「戸主タルモノニ限ル」と規定していたのである。

このように改めたのは、おそらくそれなりの理由があるのであつて、それは村の公共に関する事件とその経費負担を審議する場である村会をもふくめて、郡長―戸長―地主・自作上層という統治系列を設定する必要性に由来していたことはじゅうぶん考えられよう。というのは、子易村をふくむ大住郡一帯は、真土一揆以来明治十七年の善波峠事件にいたるまで数多くの農民騒擾じょうぎょうがひきおこされ、こうした騒擾のなかで豪農層のなかから民権運動家が輩出していた。したがつて下からのこの動きを規制し、自由民権運動に触発された農民層のエネルギーとか圧力を阻止し転換していく場として、さら

には地方統治の濾過装置の機関として村会が重視されていたことは、ほぼ間違いない。このことは明治十六年六月、県布達乙第一三七号で、町村会議員と人民総代をはっきりと区別し、その周知徹底をきするよう戸長に達しをだしている事情から推定することもできよう。なお町村連合会関係の規則とか議事細則にかんしては高座郡、橘樹郡下の一連の資料を本編に掲げておいた。

ところで区町村会規則にもとづくそれぞれの町村会規則も、戸長管区の設定と関連して明治十七年五月には改正されていく。それは、元老院の廃案にもかかわらず強権的に改正公布された区町村会法による区町村会である。この改正法によって、各地域での住民を中心とする区町村会規則制定権は奪われることとなった。しかもそればかりか、区町村会の議長には区戸長をあて、召集権、議案発議権も、区戸長の専一の権限にぞくし、その後さらに改正をえて区戸長に区町村会の中止権をあたえることとなった。

このようにみると、明治十七年の三新法体制の再編成

は、地租納入者に限定された一定数の戸長薦挙人によって推挙された「名望資産ヲ有スル」戸長を基底に、もっぱら行政を主軸とする地方統制の機構に置き変えられていったといえよう。地租を納入しえない無産の下層農民は、自分の生活範囲内の政治に参加する権利は、この時点で制度のうえでもまったく切り離されたとみてよい。

これまで三新法体制下における郡区町村のうちとりわけ町村段階を対象としてその推移を説明してきた。あらためてのべるまでもなく三新法は、この郡区町村編成法と地方税規則のほかにもうひとつ府県会規則がある。そこで以下県段階を中心にそこの府県会規則制定の意味および政治上の争点についてすこしのべておくことにしたい。

府県会規則はその議会構成の基本理念をみるとき、「地方官会議傍聴録」（明治十一年四月十五日）であきらかなように「恒産無キノ人ハ亦恒心アル事難シ」という観点からいわずゆる納税額―財産資格を基準にしていた。そして具体的には選挙権資格は国税地租五円以上を納入する者、被選挙権資格

は一〇円以上納入者と規定されていた。この府県会規則は、徴税確保を条件とする議会方式の位置づけにほかならないが、その制定の背景には、欧米の近代制度と思想による世論のつきあげと地租改正の実施による私的所有権の確定という現実を考えあわせることが必要であろう。事実、すでに紹介した区町村会法もこの府県会規則と同じような意味での制度的投影なのである。県会と町村会とは、ともに財産上階層的関係をともなった議会構成をとっていた。しかし府県会は、三新法体制下の前半の町村会とやゝ対照的に、統治権との関係でいえば議会の権限は当初から制限されていた。すなわち府県会の権限が、課税承諾―予算審議を中心にしていて国の安寧とか秩序を害する恐れのあるような論議がおこなわれたさいには、府県会は会議にたいして中止権を発動することができるようになっていたのである。

このような府県会規則のもとで、神奈川県では明治十二年、最初の県会議員選挙がおこなわれた。県布達（庶第二七号）の資料「第一回県会議員選挙区と定数」が、そのさいの

選挙区と定員の内訳である。この資料編では、県会議員の動静にかんする資料は掲げていないが、初代の議長には南多摩郡選出の民権家石坂昌孝が、副議長には足柄下郡選出で元足柄県県官をつとめた小田原の小西正隆が当選した。そういう傾向にあったからこそ、国会開設請願運動が全国的に盛りあがりをもせてくるなかで、ここ神奈川県下でも県会議員―豪農層を原動力として国会開設の請願運動がくりひろげられ、自由民権運動の輪はひろがっていった。

神奈川県下のこの請願運動は、明治十三年二月、第三回地方官会議が開かれたさいにその傍聴のために東京に集まった全国府県会議員有志の中村楼での会合で、これに参加した神藤利八、今福元穎、杉山泰助が、「国会開設のための永久的な結合体」を組織する論に賛意を表し、帰県後の三月、国会開設願望有志者名で運動の趣意書を各郡下町村有志に配布して以降もろがりをみせていった。そしてこの年六月に、相模国九郡二万三千余名の署名をもって「国会開設ノ儀ニ付建言」（小田原市立図書館蔵）を元老院議長大木喬任に提出し

ていったのである。

その後民権運動は、すでに多くの研究が示すように、野火のごとく県下一円にひろがっていった。石坂昌孝、細野与之助、平野友輔らを幹事とする神奈川県懇親会が開催されたのは、「第四回神奈川県懇親会報告」によると、やはりこの年の十一月であり、この月横浜に顕猶社が組織され、十二月には府中で武州懇親会が催され、武相懇親会が町田に結成されたのは翌十四年一月であり、八月には湘南社が設立された。このように民権政社が結成され、戸長をふくむ地主たちにも影響をあたえ国会開設要求、压制政府非難、県政批判の世論はよりあがっていったのである。こうしたなかで地方統治の要ともいへべき郡長のなかからも民権運動の先頭にたつ者やその渦に巻きこまれていく人間もいた。元県令中島信行にも湘南社の設立に尽力した山口左七郎は大住・淘綾郡長であった。山口は十四年十月の国会開設の詔勅をめぐる当時、県令野村靖と激論をかわし郡長を辞めて二宮の水島保太郎らと運動を進めていった。また橋樹郡長松尾豊材が集会責任者

となり郡下の有力な戸長が役員に名をつらねて開かれた十四年二月の橋樹郡親睦会は、この郡下の民権運動のきっかけとなっていた。「橋樹郡親睦会記」から判断すると、その口火をきいたのは席上で県会議員岩田道之助で、彼は「有志ヲ団結シ連月或ハ隔月政談演説ヲ開キ以テ郡ノ進歩ヲ促ント欲ス」と演説していた。

右のような事例をあげていけばさまざまなデータがあがってくるが、この資料編は自由民権運動そのものをとりあげてはいないので運動にはたちいらぬが、豪農層―県議員クラスが民権運動の先頭にたっていたことは、県政のありかたがいきおい県令側と民権派との対立の争点となっていかなるをえなくなる。そこで資料として県政をつうじて政府の施策がどういうかたちでおろされてきているか、を「県行政と民情」で一括して掲げることにした。ここでは言論、集会などの取締りにかんする治安政策と教育奨励、それに「窮民教育規則」に代表される統制的性格をもつ民政政策の一端をとりあげているにすぎないが、それでも当時の行政の直面し

ている政治、社会問題をとらえる手がかかりになろう。また元老院議員関口隆吉の報告書「明治十六年甲部巡察使復命書神奈川県の部および関係書類」をここに収録したのは、明治十五年前後の神奈川県下の地方行政の実情と問題の所在を包括的に把握するうえで必要だからである。

ところで当時、野村県令は民権運動を弾圧する態度をとっており、明治十六年度支出予算をみても、いぜんとして警察費が一位で予算総額の二十％をうまわっていた。しかし松方デフレ政策下で村々は不況にあえぎ、資料「騒擾事件と行政取締報告書」で掲げておいたような不穏な社会情勢が、入会地問題とか負債弁償問題をめぐってかもしだされていた。こうした事態にたいして県当局は、一連の諸資料が示すように「負債者徒党」の取締りを強化するとともに、債権、債務両者の個別折衝を内達で奨励し、郡長、戸長が尽力するといふ対処の策をこうじていった。また村単位での勤儉儲蓄の手段をとりいれてもいた。

けれども問題の根の一つは、この間「紙幣整理原資」を増

加するために警察費、土木費の地方税への全面的移管がおこなわれるにおよんで、国家財政の地方財政への圧迫強化とそれにもとづく民衆の負担が増大してきた点にある。明治十五年の神奈川県会議員の建白になる資料「地方税負担集會等学校使用制限に関する県会議員建白書」は、やはり神奈川県においても、県会議員が明治政府の地方統治と対立し府県会規則をはじめ三新法体制を修正する「地方自治」を要求している事情を示している。民権派議員の主張の根底には「民力疲弊」を重視し経費節減を要求すること、民権を地方政治の場で実現することが論拠としてえらわれていたのである。

実際、農民たちは中小地主もふくめて公租の負担と米価をはじめとする農産物の下落で生活は深刻であった。明治十七年以降租税不納により強制処分を受ける者があいつぎ、大住郡子易村では農民四十人が質地取り戻しの騒ぎをおこし、津久井郡下では郡役所へ押しかけようとした農民たちが警官隊と衝突した。大住郡下ではあちこちで高利貸にたいする農民の強談判があいつぎ、負債党と名のる一団が活発な動きをみ

せていた。こうしたなかで十七年十一月、七郡三百余か村の加盟によって武相困民党が結成され、翌十八年一月には、困民党员は負債の全免、小作料の引下げを要求して県庁へ向おうとしたその途中で警官隊と衝突し大量の逮捕者をだすという事件がひきおこされた。この世情の不安に、十七年十一月高座郡下鶴間村他三か村戸長長谷川彦八、鵜野森村他四カ村戸長河本崇蔵らは納税「五か年賦の上申書」を提出し、後述のように愛甲郡二十七町村三百九十一人の納税者たちは地租軽減建白運動をおこした。また困民党员が警官隊と衝突する前夜、若林高之助、須長漣造は県令沖守固に農民の窮状を救済するよう哀願し、県会議員肥塚竜、島田三郎は県令に県税の減額を要求していた。

農民たちの困窮と彼らの行動は県政をゆさぶり、民権派議員と県当局はこの社会不安をめぐってあいかわらず対立していた。県令は県税の減額を決定したけれども、一方ではすでにのべたように三新法を改正し、統制を強化しながら民権運動の根をたちきることに奔走せざるをえない。しかしそのこ

と以上に、政府は、地方議会と統治機構を関連づけて体系的な地方制度―官僚的統治機構を町村単位から確立し、「市制町村制制定理由書」がのべるように「細民ノ多数ニ制セラル、ノ弊ヲ防ク」必要があった。こうして「政府ノ事務ヲ地方ニ分任」する財力、人材をそなえた町村制の理念―町村合併が要請されてくる。

## 二 明治中後期

### 郡制市制

市制および町村制が公布されたのは明治二十一年（一八八八）四月であり、翌年の四月から施行ということになり、また府県制および

### 町村制

郡制の公布は二十三年の五月、施行は二十四年四月という運びになった。この間この地方自治制度の創出の中心的役割をはたした内相山県有朋は、明治二十一年六月に地方長官に町村合併規程を訓令し、町村制施行にかけて町村合併は進んでいく。この地方自治制度はあらためてのべるまでもなく、



大区小区制、それを裏がえした三新法体制下における町村の容認という十数年にわたる地方制度制定史のなかで、最後にして最大の難題であった町村Ⅱ部落（自然村）にたいする政府・官僚側の勝利であった。それは「市制町村制制定理由書」が「政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ参与セシメ以テ政府ノ繁雜ヲ省キ」「政府ハ政治ノ大綱ヲ握リ方針ヲ授ケ国家統御ノ実ヲ挙ク」とのべているように、法制度のうちからみればまさに「近代的」体系であり、右の文字のなかに「自治」の基本関係がしめされている。

ここで地方自治制度を施行していくにさいして最大の課題は町村合併であった。町村合併は立法から施行までの一年間を実現しなければならぬ。山県は、そこで住民に日常生活上の損害をあたえないかたちでの統治規模を考え、旧町村の共有財産の所有権および収益権はすべてそのままとすると、県庁の合併計画は天下りに実施させるか、有力者に諮問する程度で強行することとしたのである。

ところで神奈川県では内相の訓令がでるすこしまえの六月

初旬、県知事沖守固は郡区長会において市制町村制施行にかんする演説をおこない、「町村ノ区域」設定の件は最大の重要事項であり慎重に対処しなければならないが、合併の主眼は「有力ノ町村ヲ造成」することにあり、「連合町村則一戸長所轄区域」より区域を大きくとることを要請し「小合併小独立」を避けること、やむをえない場合には組合町村の方式をとるよう要請していた。資料「市町村制施行に関する県知事沖守固の演説および諮問」は、その間の事情を告げるものであるが、ここで目をひくのは、市町村制施行にあたって諮問方式をとっていることである。この方式は、九月の郡区長会での知事の演説、「町村制施行準備に関する県知事沖守固の演説要旨」にもあきらかなように、職権をもって処置するだけでは不十分で、「人民ノ意向」を汲みいれなければならないことが事情がはたらいっていたからである。しかし知事自身が中心になって諮問することは時間的にも物理的にも不可能で、郡区長にその諮問任務をゆだねざるをえなかった。

しかも町村合併を基本とする町村制施行の道程は難渋をき

わめた。まず資料「町村制施行に関する郡区会記録」がものがたるように、合併町村にせよ組合町村にしるその実施の基準、資力支出の標準、町村予算の調整、修正、さらには諮問の可否をめぐつても意思の統一をはかることは容易ではなかつた。また合併が実現しても、あらためて新町村名をどう選定するかも問題となる。そこで町村制施行の關係資料としてこの巻でとくに重視したのは、旧「村」共同体にかえて新町村を創出していく過程はどのような実情であつたのかという点であり、そこでできるだけ地域にそくしてそこでの問題点をとらえる手がかりになるものを系統的に集めてみた。「足柄上郡の新村名選定をめぐる往復文書」以下の足柄上郡内の各町村の文書をはじめとして愛甲郡、都筑郡下の一部の資料がそれである。

これらの諸資料をみると、旧町村の合併にかんする去就の判断の決定は、村内で協議をかさねながらもかなり大幅に戸長ら有力者にゆだねられていることがうかがえよう。そして山間部の足柄上郡のいくつかの村を例にとると、神山村・金

手村はそれぞれ合併を希望し、新村設立に同調を示しているケースであるが、たとえば神山村の場合は、松田と合併することは、将来利害關係をめぐつて紛議を生ずる恐れがあることと地勢のうえから不便であることを理由に金子村・金手村と合併することを解答している。金手村も同様に松田とは合併を望まないで金子村・神山村と合併して新村をつくることを希望している。この二つの村の「答書」の文体がほとんど同じであることが気にかかるが、それはそれとして両村とは異なり金子村は、「独立」を希望する旨の上申をしている。金子村の場合は、上申書の資料にもあるように、当初村の負担経費が年額千円以上を支弁する資力をもたないために独立が不可能であるとして三か村合併を承諾していたのであるが、後日「町村制」を再検討してみても「年額一千円以上ノ經費」を負担しえなくとも「独立スルヲ得ル」と解釈して「施政ニ不便」をきたす合併よりも、独立することを解答しなおしていたのである。

町村合併をめぐる村々の動きをみると、どうも合併につい

てはそうじて積極的ではない。やむをえず法律上「合併セサルヲ得ス」という場合においても、地勢、生活、生産、社会関係の利害関係を最優先において従来の「村」共同体を維持しようとしていた。それだけに、町村合併問題をめぐってたとえば資料「都筑郡二俣川村他二か村の合併問題に関する関係書類」にみられるようなゴタゴタもちあがっていたし、さらに橘樹郡下星川村・和田村・仏向村・坂本村の保土ヶ谷町への合併をめぐる係争資料「橘樹郡保土ヶ谷町他数か村の合併問題をめぐる紛議」が示すように、長期間にわたる紛争とか、行政裁判にまでもちこまれた津久井郡中野村他四か村組合分離問題は町村合併―町村制施行がいかに難航をきわめたかを如実にものがたっていた。

しかしそれでも町村制実施の大勢は、困難をきわめた地域でも、足柄上郡長松尾豊材が県知事浅田徳則にあてた「町村制実施后ノ状況具申」(「郡制実施の状況調査に関する依命通達ならびに上告書」)でしるしているように、明治二十三年上半期には軌道にのっていたようである。そこにはこう報告

してあった。「本制ノ民意ニ適ヒタルヤ村役場ニ於テハ漸々事務整理シ人心安寧穩聊紊乱ノ恐無之」と。ちなみに市制町村制の施行の結果、県下の市町村の数は一市二六町二九四村となった。

こうしたなかで当局は、さらに郡制改革にのりだしていくが、内相訓令が示しているように、政府がとくに留意したのは町村制の組織とか事務整理の成果をみて、そのうえで郡制実施にふみきる方策をとり、極力紊乱をもたらすような弊害を回避しようとつとめていたことである。そのためか、「郡制実施にともなう足柄上下両郡の郡界変更関係文書」とか、「大住洵綾足柄上下両郡の郡界変更に関する件通牒」の資料がものがたるように、県の方針は慎重をきわめ、現状維持の線にそっていることがわかる。

いま足柄上下両郡の郡境界にかんしていえば、境界設定にあたって上郡曾我村と下郡下曾我村に散在する飛地の処理と曾我村の上曾我と曾我大沢とを下曾我村に合併しようとする動きがもちあがっていた。問題は、飛地の処理にかんしては

両郡の郡長が県知事に具申するかたちをとっていたけれども、合併については関係村民が請願するという地域からの要請によっていたが、曾我村村長、足柄上郡長は現状維持論で、県当局も「郡内ノ小部分ヲ移動シ郡界ヲ変更スルカ如キハ此際一般ニ施行セサル」という趣旨にもとづいて、合併の件は後日の課題という処理をしたのである。この措置は、足柄上郡井ノ口村の淘綾郡への編入問題にもとられていた。したがってこういう事態から推定してみると、郡制改革はできるだけ紛糾を呼びおこさないようにことを進めていたといえよう。実際、曾我村、下曾我村の分合問題は、地域の利害関係がふかくからんでいただけに、一步ことを誤まるとさまたまな波紋を呼びおこす恐れがあった。郡長以下村の重立にいたるまで、結果的には政府の方針にそうように動かざるをえなかったのは、そのためであろう。

郡制、府県制は町村制を基軸として設定され、地方制度は体系化されていく。しかも町村制は山県有朋の「傑作」であるとさえいわれる。それは「村」共同体、郡区町村の場にお

いて民衆との対抗を続けてこざるをえなかったその対立を転換させる体系をつくりだそうとした点でそういえるのである。そこで中央の統治機構の再編成―内閣制度の創出―大日本帝国憲法の制定―にみあうかたちで民党の影響力を除去して、しかもその国家体制の底辺を地ならししていくうえで町村長の横断的なつながりを強化していかざるをえない。たとえば「行政上ノ事項ヲ交詢質議シ地方自治ノ発達」をはかることを目的として組織された橋樹郡町村長会の資料「橋樹郡町村長会同盟規約」は、その事情の一端を告げている。

たしかに「国家ノ基礎」としての地方自治制は急速に効力を發揮していくようにみえた。そして地域住民の意思も地方議会をつうじて地方制度のその枠内に誘導されていくかの感も強かった。けれども地方制度をめぐる府県レベルでの境界変更にかかわる政治争点もあがったのである。いわゆる多摩三郡の東京府への管轄替え問題である。

三多摩分

離問題

「神奈川県下武蔵国西多摩郡北多摩郡南多摩郡ヲ東京府ニ移ス」との条文を第一条とする

「東京府及神奈川県境域變更に関する法律案」

が帝国議会上程されたのは明治二十六年（一八九三）二月、

第四議会の会期末である。その理由は、政府委員大森鐘一

（内務省県治局長）の説明によると、(1)東京市の新水道事業

を達成するために「水源の保護と上水流域の衛生警察の取締

り」のうえから三多摩の東京府管轄が適當であること、(2)多

摩川流域外の南多摩郡も交通、地形のうえから西北多摩郡と

ともに東京府管轄とする必要があること、(3)管轄の變更によ

って民衆の租税負担に大差は生じないということ、であつ

た。この三点のうち第一点が政府提案の主要な趣旨である。

このことは、資料「神奈川県下西北南多摩三郡の東京府管轄

替の要領」をみてもあきらかであるが、要するに東京市の人

口規模の拡大と水道事業問題、それに明治十九年のコレラの

流行がその背景をなしていた。

これらの事情とか経緯そのものを検討しなおすことは重要

であるが、ここで法案が帝国議会上に提出される半年ほどまえ

の二五年九月、東京府知事富田鉄之助が井上馨内相に提出し

た上申書「多摩三郡の管轄替に関する東京府知事富田鉄之助

の上申」と神奈川県知事内海忠勝の内申「多摩三郡の管轄替

に関する神奈川県知事内海忠勝の内申」の二つの資料をみて

もあきらかなごとく、府県知事の間では多摩三郡を東京府に

管轄替える点において見解を同じくしていたのである。と

りわけ内海知事が多摩三郡を東京府に移管する意見を提出し

ていたことは、それまで東京側からの再三にわたる上申をと

りあげてこなかった政府をしてその態度をがらりと変えるき

っかけとなった。

しかしそれにしても内海知事はなぜ移管に積極的に賛成し

たのであろうか。その動機を推定するには、政治的伏線から

みていくよりしかたがない。というのは、三多摩は周知のよ

うに自由民権運動の強い地域であり、この当時、神奈川県会

は三多摩をはじめとする自由党系議員によって牛耳られてい

たからであり、さらに衆議院事務局「選挙干渉ニ関スル参考

書類」をみてもあきらかなごとく、さらに知事自身第二回総選挙(明治二十五年二月)での選挙干渉の責任を県会から追及されていたという事情も左右していたのではないかと思う。このへんの事情は、自由党が、三多摩管轄替えの法律案が上程されると間もなく反対の声明を発表している事情からも類推することができる。

ともあれこうして三多摩管轄替えの問題は、当の三多摩地域と神奈川県にたいして大きな波紋を投げかけることになった。そこでこの資料編では、どのような反応と動きがあらわれていたかに焦点をあわせて、神奈川県からの三多摩分離をめぐる賛成、反対のそれぞれの動静をあきらかにしようとした。そこにみられるひとつの大きな特色は、三多摩分離の問題がきわめて政治性をおびていることで、両派の間で対立と確執がくりひろげられている事情は、資料「境域変更の賛成調印取消要求」から想像することができる。すなわちこの資料は法律案に反対しむしろ撤回の請願に署名している人物が、毎日新聞紙上に賛成の調印をしたと掲載されて、その取

消しを要求したものであるが、賛成、反対をめぐってさまざまなかからくりの糸が張りめぐらされていたと思われる。

ところで三多摩の東京府移管に賛成しかつその推進を陳情していた派は、おおむね政府案の根拠とする理由と一脈つうじていたが、さらに資料「多摩三郡有志者の境域変更法律案賛成陳述書」にみえるように、神奈川県にぞくしていたのは地理的にも「無用ノ財ト無用ノ時間」を費す恐れがあり、「人民保護上国家経済上」東京に属するべきであることを強調していた。そこには多摩地域が交通網の発展と商工業のいわゆる流通事情の進展によって東京への依存度が強くなっていることが有力な口実となっていた。これにたいして反対意見は、資料「神奈川県議会議員の境域変更反対理由書」をとりあげてみても、その理由としてあげている主要な論点は、多摩をふくめて「全県其人情風俗」を同じくしていること、繭、生糸のように県下の多数の民衆のかかわりあいがある中心市場が八王子にあること、さらに多摩三郡が神奈川県「財源ノ府」であり、また三郡は東京府に属すると「過重ノ負